

宇治市

のりあい交通事業

「しおり」

宇治市では、平成25年4月のバス路線の再編等により、公共交通の利用が困難になった地域への交通手段の確保が課題となりました。

そこで公共交通を確保するための新しい制度をつくりました。それがこの「宇治市のりあい交通事業」です。

期待される事業効果は.....

- ・通勤、通学、買い物などが便利になる
- ・マイカーから公共交通への転換が図られる
- ・コミュニティの活性化に繋がる

1 . 宇治市のりあい交通事業について

背景

近年、少子高齢化による通勤・通学者の減少や自動車に頼った生活へのシフトなどの要因もあり、バス等の公共交通の維持が困難になっており、宇治市内でもいくつかのバス路線が休廃止されました。しかし、移動手段の必要性が低下したわけではなく移動手段を確保するための手法が必要となりました。

事業概要

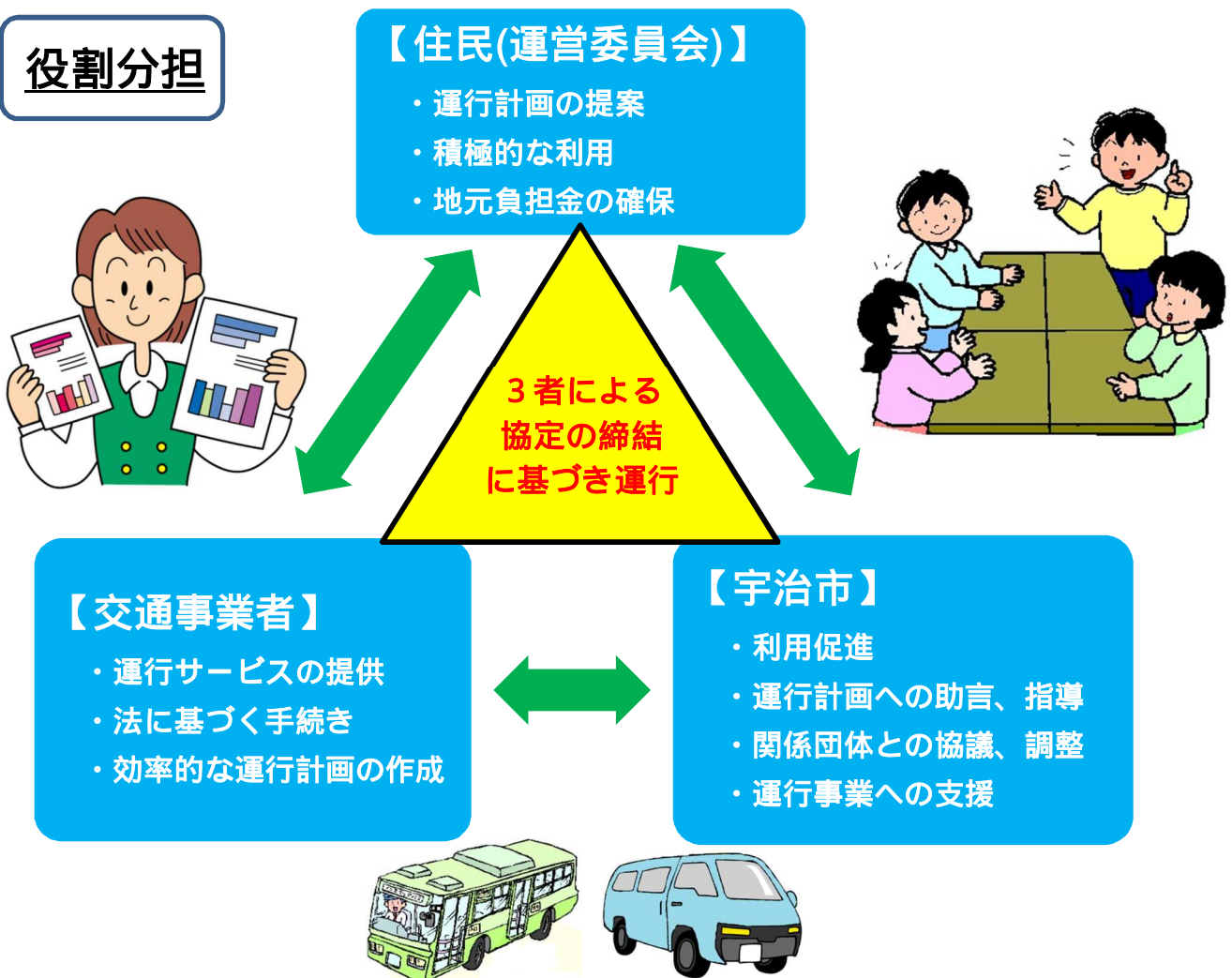
バス路線が休廃止となった地域（対象：西小倉・槇島町・明星町を含む地域）の方々が主体となり住民、交通事業者、宇治市の役割分担により小型バスやジャンボタクシー等の新たな公共交通を運行する事業です。

主な支援内容

新たな公共交通の運行に対し、交通事業者の収支が赤字の場合、赤字額の一部を宇治市が補助します。また、新たな公共交通の利用促進に必要なチラシの印刷費の一部を補助します（詳細は、2ページ参照）。



役割分担



2. 準備段階～運行までの進め方（例）

準備段階

ニーズを探る、関心を高める
 まずは、地元みなさんで話し合うところから始めましょう。いろいろな人の意見に耳を傾け、その上で新たな交通手段が必要か考えましょう。

- ・交通手段を必要としている人は誰？
- ・何が目的で、どこに行きたいの？

【宇治市の支援】
 勉強会の開催（制度の説明など）

運営委員会を作る
 新たな交通手段をつくるために運営委員会を作りましょう。

- メンバーは例えば.....
- ・自治会の方など地域のことをよく知っている人
 - ・バスやタクシーをよく利用する人



【宇治市の支援】
 運行計画やアンケートのアドバイス

運行計画を作る
 運営委員会ができたら、みんなの意見を反映しながら具体的な運行計画を作りましょう。

- ・出発地と目的地、経路
- ・停留所
- ・ダイヤ
- ・運賃等



事業費試算、負担金確保
 計画をもとに、事業費の試算や地元負担金の確保の方法を検討します。専門家等の意見を聞くために、宇治市公共交通活性化委員会へも報告します。

【宇治市の支援】

- ・事業費試算のデータ提供
- ・関係機関との調整
- ・交通事業者へのヒアリング

試験運行

交通事業者を選定する
 安全・快適な運行を行ってもらえる交通事業者を住民が選定します。事業者の選定は、宇治市も協力して行います。

協定を締結する
 交通事業者が決まれば、住民と交通事業者と宇治市の3者の役割分担や運行計画を定めた協定を締結します。



試験運行を開始する
 運行開始に合わせて地域の皆さんに知っていただくこと、利用していただくよう広報していくことが必要です。試験運行の期間は、1年以内です。



運行状況を把握する
 運行の収支状況が良ければ、本格運行への移行を検討し、悪ければ、運行計画の見直しを行うなど工夫する必要があります。しかし、どうしても採算性が悪い場合は本格運行の断念も考える必要があります。

【宇治市の支援】・事業者選定の支援

- ・試験運行支援補助：交通事業者の収支が赤字の場合、赤字額の9割を1年間補助
- ・運営委員会活動支援補助：試験運行期間は広報チラシ印刷費の2分の1を補助(最大100,000円)

本格運行

利用促進に取り組む
 試験運行を経て、採算性の目途がつけば、本格運行の協定を締結し、本格運行をスタートします。本格運行が始まったら、もう安心というわけではありません。これからは運行を1日でも長く続けるための利用促進と収支の管理など努力が必要です。「乗って残そう交通手段」

【宇治市の支援】
 運行支援補助：交通事業者の収支が赤字の場合、次の ・ のどちらか高い方を上限に補助赤字額の2分の1
 赤字額×収支率（運行経費のうち、運賃収入が占める割合）

【例えば】平日のみ1日4本ジャンボタクシーを走らせるのに年間約600万円の運行経費がかかるとすると、赤字額の負担割合は.....

収支率	赤字額	宇治市補助金	地元負担金
30%	420万円	210万円	210万円
50%	300万円	150万円	150万円
70%	180万円	126万円	54万円

収支率が上がれば上がるほど地元負担が減ります。



補助金の交付を受けようとする場合は、宇治市が別に定める要項に従って申請を行う必要があります。

3 . Q & A

Q1 なぜ宇治市がすべて負担する制度にしないのですか？

A バス路線が休業止になった地域で新たな公共交通を確保・維持していくためには、住民の方々に関心を持ってもらい、利用促進につなげることが重要です。そのためには、住民の方々にもご負担いただき、より主体性を持っていただく必要があると考えました。なにより、みんなで利用して残すことが大切です。

Q2 試験運行はいつから始められるようになるのですか？

A いつからでも始めることができますが、試験運行の開始には地域内での熟度を高め、準備を整えることが重要です。

Q3 ダイヤやルート等の運行計画はどのようにつくりますか？

A 住民が地域の意見を反映した運行計画の素案を作成し、事業者が運行計画の最終案を作成することになります。計画の作成は宇治市もサポートします。

Q4 運行経費ってどうしたら安くなるのですか？

A 具体的なルートやダイヤなどの運行計画がないと、経費の試算ができませんが、車両1台で運行するように運行計画を考えると経費は抑えることができます。

Q5 地元負担金はどのように集めればよいのですか？

A 町内会・自治会費で集める方法や、協賛していただける企業から集める方法など、地域の実情に合った方法で確保していただければよいと考えます。

Q6 バス停設置や時刻表を更新する作業などは誰がするのですか？

A 住民が選定した交通事業者の運行経費に含め、交通事業者が行います。

Q7 道路運送法に基づく許認可等の手続きは誰が行うのですか？

A 住民が選定した交通事業者が行います。

Q8 収支率が悪化しても、宇治市は補助を打ち切らないのですか？

A 市は最低 1/2 の補助はします。ただ収支率が悪化すると地元負担が大きくなるので、運行経費を下げる工夫は必要と考えます。

用語集

宇治市公共交通活性化委員会

専門家等により地域の実情に応じた公共交通のあり方や利用促進について検討するための、意見交換及び連絡調整を行う委員会です。

運営委員会

新しい交通手段について議論し、実現するための住民の方々の集まりです。地域の自治会等の中にある集まりや、複数の自治会等の集まりが考えられます。

運行計画

新たな交通手段の車両規模やルート、停留所位置、ダイヤ、運賃等の計画です。

運行経費

運転手の人件費や燃料費、車両の保険代やその他運行に必要な費用です。

関係機関

京都運輸支局、京都府、道路管理者等の運行に関わる行政機関や交通事業者を指します。

交通事業者

バス事業者やタクシー事業者等の道路運送法に基づく許認可を受けた運行サービスを提供する事業者を指します。

道路運送法

バス・タクシーに代表される道路運送事業の安全かつ適正な運営を図るための法律です。



事業に関する問い合わせ先

宇治市 都市整備部 交通政策課
TEL: 0774 - 20 - 8727
FAX: 0774 - 21 - 0409
koutuseisaku@city.uji.kyoto.jp

平成 26 年 4 月 発行



宇治市宣伝大使
ちはや姫